

公益社団法人沖縄県看護協会慶弔見舞に関する規程

第1条 公益社団法人沖縄県看護協会（以下「協会」という。）の会員及び協会の事業推進並びに運営に功績のあった非会員にかかる慶弔見舞はこの規程によるものとする。

2 前項にかかわらず、公益社団法人日本看護協会の名誉会員である非会員については、会員の例によるものとする。

第2条 慶弔見舞は次の各号の一に該当する者に対して行う。ただし、（2）及び（3）については理事会がその適用を認めた者に対して行う。

- （1）会員
- （2）会員以外で協会業務に寄与した者
- （3）協会の発展に顕著な協力を行った関係官公署並びに関係団体

第3条 前条に該当する者に対する慶弔見舞は次の方法によるものとする。

（1）前条（1）に該当する者の死亡の場合は、花輪又は花料の贈呈並びに地元紙2社への新聞広告の掲載とする。但し、慶事に対しては適用しない。

なお、事後の場合、供花が間に合うときは花料と香典料1万円の贈呈とし、供花が間に合わないときは香典料1万円の贈呈のみとする。

（2）前条（2）及び（3）に該当する者の死亡の場合は花輪又は花料の贈呈とする。

（3）前条（2）及び（3）に該当する者の慶事に対しては、5千円の祝金又は祝品を贈呈する。

（4）前条（2）及び（3）に該当する者の病気の場合は5千円の見舞金又は見舞品を贈呈する。

（5）前条（2）及び（3）に該当する者に対し、必要に応じて祝電又は弔電を贈ることができる。

第4条 前条（2）（3）（4）及び（5）について、事前に理事会の承認を得ることができない場合は、事後において速やかに理事会の承認を得なければならない。

第5条 この規程の適用を受けようとするとき、地区長又は施設会員代表者は別紙様式第1号の慶弔見舞金申請書を会長に提出しなければならない。

第6条 この規程に関することは、理事会の決議を経て決定する。

附 則

この規程は、公益法人沖縄県看護協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。